

結婚

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認してください。



⇒オンライン申請可

【★】マークのある手続きは、市民行政センター、市民センター、支所内の各窓口で受付できます
 【◇】マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

	下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	該当	必要なもの	受付場所・窓口	受付済		
住所・戸籍	住民票、婚姻届受理証明が必要な方	住民票の写しの請求 戸籍証明等請求		・顔写真付き本人確認書類 ※婚姻届受理後、発行までに数日、時間がかかります	本庁舎1階 2番窓口	★		
	戸籍謄本が必要な方	戸籍証明の請求		・顔写真付き本人確認書類 ※大分市外の戸籍請求の際は、顔写真付きの本人確認書類 ※婚姻届受理後、発行までに数週間、時間がかかります				
	姓が変わる方で、マイナンバーカードをお持ちの方	カードの券面記載事項変更（氏名変更）		（お持ちの方） ・マイナンバーカード	本庁舎1階 4番窓口	★		
	住所が変わる方	住所変更（転入・転出・転居）			本庁舎1階 5番窓口	★		
	同居中で、今まで生計が別になっていた方 （住民票上、別世帯になっていた方）	世帯合併、又は世帯変更						
	姓が変わる方で、旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止となります 必要な方は新規登録ができます		・顔写真付き本人確認書類 ・登録する印鑑 ※婚姻届受理後、登録までに数日、時間がかかります			★	
	お子さまの戸籍についてのご相談	入籍届、養子縁組届など			本庁舎1階 6番窓口	★		
国民健康保険	国民健康保険に加入中で、 姓など資格確認書等の記載に変更がある方	新しい資格確認書、 資格情報のお知らせの交付		変更前の国民健康保険の資格確認書	本庁舎1階 9番窓口	★		
	姓が変わる方で、75歳以上の方、又は 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療保険資格変更手続き （資格確認書又は資格情報のお知らせは後日郵送）						
	姓が変わる方、又は世帯構成に変更がある方で、 各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更に伴う申請 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へ お問い合わせください		・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など				
	国民健康保険から、 配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	国民健康保険の脱退		・勤務先の資格確認書、資格情報のお知らせ、又は資格取得証明書 ・国民健康保険の資格確認書	本庁舎1階 10番窓口 国民年金室	★		
	最近退職した方							
	→配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	大分市役所での手続きはありません						
	→国民健康保険に加入する方 （資格喪失日より14日以内）	国民健康保険の加入 資格確認書・ 資格情報のお知らせの交付		勤務先の 健康保険の資格喪失証明書	日本年金機構 大分年金事務所 097-552-1211	★		
国民年金の加入 （20歳から60歳未満）								
姓が変わる方で、年金を受給している方	氏名変更 ※共済年金の方は共済組合へ届出		・本人確認書類 ・基礎年金番号 又はマイナンバーを確認できる書類	本庁舎1階 10番窓口 国民年金室	★			
国民年金被保険者で、姓が変わり、口座振替、 若しくはクレジットカードで納付されている方	口座変更、クレジットカード変更		・本人確認書類 ・基礎年金番号 又はマイナンバーを確認できる書類	日本年金機構 大分年金事務所 097-552-1211	★			
子ども	児童手当を受給している方、受給者が変わる方 （0歳～高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで））	配偶者の届出、又は児童手当の受給者交代など ※配偶者の方が所得が高い場合には、受給者交代 が必要です 新たに受給者となる方が公務員の場合は、勤務 先で申請してください		・窓口に来る方の顔写真付き本人確認 書類 ・申請者名義の振込先が分かるもの （受給者交代の場合） ・申請者の健康保険の資格情報が確認 できるもの（受給者交代の場合で3歳未満 の児童がいる場合のみ）	別館3階	★		
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 （0歳～高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで））	子ども医療費受給者証の変更		※受付窓口でご相談ください			子育て支援課	★
	児童扶養手当の認定を受けている方	児童扶養手当の資格喪失		児童扶養手当証書			★	
	ひとり親家庭等医療費助成の認定を受けている方	ひとり親家庭等医療費助成の資格喪失届及び子ども医 療費助成の申請		ひとり親家庭等医療証	★			
	保育施設等に入園、又は入所申込しているお子さまがいる方	住所・氏名変更など		※受付窓口でご相談ください	子ども入園課	★		
	就学援助の認定を受けており、 ひとり親家庭に該当していた方	学校若しくは受付窓口への届出 ※世帯構成が変わった後も就学援助を希望する 場合、再申請が必要です		※受付窓口でご相談ください	各学校	第2庁舎6階 児童生徒支援課	—	
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更		※受付窓口でご相談ください	本庁舎1階 15番窓口	★		
重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障害者医療費受給資格の変更 ※変更届の提出が必要		・重度心身障害者医療費受給者証 ・加入中の健康保険の情報が分かるもの ・氏名変更があれば本人名義の預金通帳	障害福祉課				
長寿・障がい	姓が変わる方で、介護保険証をお持ちの方 （65歳以上又は要介護認定を受けている方）	介護保険証の氏名変更		介護保険証	本庁舎1階 14番窓口	★		
	姓が変わる方で、 大分市長寿応援バス乗車証をお持ちの方	大分市長寿応援バス乗車証の氏名変更 （本庁舎での手続き以外は後日郵送）		・大分市長寿応援バス乗車証 ・本人確認書類 ・申請者本人の写真（973cm×332.5cm）			長寿福祉課	
	姓が変わる方で、障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更		・身体障害者手帳 ※身体障害者手帳以外は障害福祉課及び鶴崎・穂田市民 行政センター内の東部・西部保健福祉センターのみで受付 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 など	◇			
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障害者医療費受給資格の変更 ※変更届の提出が必要		重度心身障害者医療費受給者証 （交付されている方） ・加入中の健康保険の情報が分かるもの ・氏名変更があれば本人名義の預金通帳	本庁舎1階 15番窓口	★		
	自立支援医療受給者証（精神）をお持ちで、姓が変わる方	受給者証の氏名変更		受給者証	障害福祉課及び鶴崎・穂田市民行政センター内の 東部・西部保健福祉センターのみで受付	◇		

結婚

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認してください。

⇒オンライン申請可

[★]マークのある手続きは、市民行政センター、市民センター、支所内の各窓口で受付できます
[◇]マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	該当	必要なもの	受付場所・窓口	受付済	
障がい	障害福祉サービス受給者証を交付されている方	受給者証変更申請	・介護給付等支給変更申請書 ・税額調査同意書	本庁舎1階 15番窓口	障害福祉課	—
	児童通所受給者証を交付されている方	受給者証変更申請	・障害児通所給付費支給変更申請書 ・税額調査同意書			
税	市税（国保税を除く）の口座を変更する方	口座振替の変更	・通知書番号が確認できる書類 ・通帳 ・通帳の届出印	第2庁舎3階 納税課	金融機関	★
その他	犬を飼っていて、姓や住所、電話番号等が変わった方	犬の登録事項変更届（市内変更）	登録（鑑札）番号が分かるもの	大分市保健所 2階 衛生課	大分市動物愛護センター 097-588-2200	★
	市営住宅を退去する方、又は市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続き 市営住宅の同居手続き	※入居者が増減する場合、必ず届出が必要で 受付窓口でご相談ください	本庁舎6階 住宅課 大分県住宅供給公社 市営住宅 管理センター：097-533-1674 特別大興産 第2大分市営住宅 管理センター：097-536-2555		
公共	運転免許証	運転免許証記載事項変更	・運転免許証 ・マイナンバーカード、住民票等 （詳しくはお問合せください）	大分県警察本部運転免許課 097-528-3000		

2026.1現在



〒870-8504
大分市荷揚町2番31号

開庁時間 あさ8時30分 ~ 夕方5時15分
（土曜・日曜・休日、年末年始[12/29~1/3]の開庁日はお休みです）

本庁舎(1階中心)・別館(3階)の
窓口業務を夕方6時まで延長

097-534-6111(代表)

WEB

市民行政センター(鶴崎・穂田)、市民センター(大南・大在・坂ノ市・佐賀関・野津原)、明野支所の開庁時間も同様です。各施設の場所や連絡先、施設内容は、右の二次元コードよりご確認ください。



大分市公式ウェブサイト <https://www.city.oita.oita.jp/>

手続きチェックシート

結婚

結婚される方へ

本庁舎1階
市民課⑥番窓口

各支所で届出される方は最寄りの支所にお越しください

婚姻届

本庁舎1階正面玄関にツーショットの撮影スポットがあります。

《届出に必要なもの》

- ・届出人（夫及び妻になる方）の顔写真付き本人確認書類（1点で本人確認できるもの）
- ・婚姻の届出用紙

ご結婚されるお2人の署名
証人（成年2人）の署名

市役所当直室に提出された場合には、
本籍や住所等の確認ができないため、
後日再来庁をお願いすることがあります。
できるだけ平日に窓口での審査を
済ませてから提出されることをお勧めします。

関連する手続きは
内側にあります

必要書類がそろわない手続きは、
後日あらためて来庁いただく場合があります。

大分市 公式 LINE 友だち募集中!

ごみの出し方など、暮らしに役立つ情報をお届けしています。ぜひ、友だち追加をお願いします。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認を行います。本人確認書類の提示をお願いします。

1点で本人確認できるもの

＜官公署が発行した顔写真付きで、ご本人が確認できるもの。免許証、許可証など＞



その他、
・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2点で本人確認できるもの

- ・健康保険の資格確認書
- ・介護保険証・年金手帳・年金証書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方について本人確認をします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係などを委任状により確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。